

<個人番号確認書類のご提出について>

個人番号（マイナンバー）を記載した申請書等を提出する場合、個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（本人確認）を行います。そのため、下記の書類を子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式その2）に添付してください。

- ・申請書に記載した保護者と申請子どもの個人番号が記載されたもの

◇保護者がマイナンバーカードをお持ちの場合

- ・保護者のマイナンバーカードの写し
- ・申請子どもの個人番号確認書類（下記のうち1点）
 - マイナンバーカードの写し
 - 通知カードの写し（記載されている氏名・住所が現住所と異なる場合は個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書）
 - 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

◇保護者がマイナンバーカードをお持ちでない場合

- ・保護者の個人番号確認書類（下記のうち1点）
 - 通知カードの写し（記載されている氏名・住所が現住所と異なる場合は個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書）
 - 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・保護者の本人確認書類（下記のうち、A書類ならば1点、B書類ならば2点）の写し

身元確認書類	
A 書 類	運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、その他市長が適当と認める書類（住民基本台帳カード（写真つき））
B 書 類	被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険写しの記号・番号等にマスキングを施してください）、健康保険日雇特例被保険者手帳、組合員証（国家公務員共済、地方公務員共済組合）、私立学校教職員共済制度の加入証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、その他市長が適当と認める書類（住民基本台帳カード（写真なし）、学生証、会社の役員証、母子健康手帳、医療受給者証、生活保護受給者証など）

- ・申請子どもの個人番号確認書類（下記のうち1点）
 - マイナンバーカードの写し
 - 通知カードの写し（記載されている氏名・住所が現住所と異なる場合は個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書）
 - 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書